

# 判定

判定2014-600045

愛媛県四国中央市金生町下分182番地  
請求人 ユニ・チャーム 株式会社

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー21階 フ  
ェリシテ特許業務法人  
代理人弁理士 伊藤 市太郎

東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー21階  
代理人弁理士 高岡 正之

特許第5135379号の判定請求事件について、次のとおり判定する。

## 結 論

イ号図面及びその説明書並びに検甲第1号証に示す「吸収性物品」は、特許第5135379号発明の技術的範囲に属する。

## 理 由

### 第1. 請求の趣旨

本件判定の請求の趣旨は、イ号図面及び説明書並びに検甲第1号証に示す「吸収性物品」（以下これを「イ号物件」という。）が、特許第5135379号の請求項1に係る発明の技術的範囲に属する、との判定を求めるものである。

なお、本件判定請求は、被請求人が存在しないものであり、その理由として、請求人は、平成26年10月15日付け上申書において、本件イ号物件は、外国において販売されたもので、詳細を調査できないため、被請求人となるべき相手方を特定することができなかつた旨、主張している。

### 第2. 本件特許発明

#### 1. 手続の経緯

本件出願	平成22年 4月 7日
拒絶理由通知	平成24年 9月 5日
意見書・補正書	平成24年10月22日
特許査定	平成24年11月 2日
設定登録	平成24年11月16日
判定請求	平成26年 9月16日
上申書	平成26年10月15日
審理事項通知	平成26年10月21日
口頭審理陳述要領書	平成26年10月29日
上申書	平成26年11月 7日
口頭審理、証拠調べ	平成26年11月 7日

証拠については、「甲第1号証」を「甲1」のように略記する。

#### 2. 本件特許発明

本件特許第5135379号（甲2、甲4）の特許請求の範囲の請求項1

に記載された発明（以下「本件特許発明1」という。）は、特許請求の範囲、特許明細書及び図面の記載からみて、その特許請求の範囲の請求項1に記載された事項により特定されるとおりである。

本件特許発明1の構成要件を分説すると以下のとおりである（以下「構成要件A」などという。）。

なお、この分説は請求人の判定請求書によるものであるが、妥当と認められるので、そのとおりとした。

#### 「【請求項1】

- A. 同じ色のシャーシ及び吸収体本体を有する吸収性物品であって、
- B. 前記シャーシは、前脚回り領域と、後脚回り領域と、該前脚回り領域と該後脚回り領域との間に介在する股下領域とを有し、
- C. 前記吸収体本体は、前記シャーシよりも前記吸収性物品の肌当接面側で、かつ、前記股下領域から前記前脚回り領域及び前記後脚回り領域に渡って設けられており、
- D. 前記前脚回り領域及び前記後脚回り領域において、前記吸収性物品の幅方向に沿って複数の脚回り弾性部材が設けられており、
- E. 前記股下領域内において、前記前脚回り領域において設けられている脚回り弾性部材と前記後脚回り領域において設けられている脚回り弾性部材とが接触しないように配置されており、
- F. 前記前脚回り領域又は前記後脚回り領域において、前記吸収体本体が設けられている第1領域では、前記吸収性物品の肌非当接面側からのみ視認可能であり、該吸収体本体が設けられていない第2領域では、該吸収性物品の肌非当接面側及び肌当接面側の両方から視認可能である線状の識別部が設けられており、
- G. 前記識別部は、前記第1領域及び前記第2領域に跨って配置されており、
- H. 前記複数の脚回り弾性部材のうち、前記識別部を構成する脚回り弾性部材は、前記前脚回り領域に配置されている前脚回りギャザー用弾性部材と、前記後脚回り領域に配置されている後脚回りギャザー用弾性部材であり、
- I. 前記前脚回りギャザー用弾性部材は、直線状に配置されており、
- J. 前記後脚回りギャザー用弾性部材は、脚回り開口を形成する領域に沿って屈曲して配置されていることを特徴とする吸収性物品。」

#### 第3. イ号物件

##### 1. イ号物件に関する資料

請求人は、イ号物件を説明するものとして、「イ号図面並びに説明書」

（甲1の1ないし1の3、甲3の1ないし3の4）を添付するとともに、イ号物件そのものである検甲第1号証を提出している。

イ号物件は、「イ号図面並びに説明書」及び検甲第1号証に示す「吸収性物品」である。

##### 2. イ号図面並びに説明書

イ号図面並びに説明書によれば、以下が看取できる。

（1）甲1の1の右側、甲1の2の左側に、イ号物件が人体へ着用されることを想起させる図柄がある。

（2）甲1の3によれば、イ号物件を人体のマネキンに着用させたところ、自然な着用状態である。

（3）甲1の3と、甲3の1から4とを併せ見ると、イ号物件は、S10A-1、S10B-1で示される脚回り領域と、S20-1で示される股下領域とがある。

（4）甲1の3、甲3の1から4によれば、イ号物件の脚回り領域のうち領域X-1を除く部分は灰色であり、股下領域と領域X-1（2箇所）は白色である。

- (5) 胴回り領域には、90F-1、100-1、92-1、91-1で示される輪状のものが着用状態の高さ方向に複数ある。
- (6) 複数ある輪状のものは、脚回りのもの100-1、92-1が、他のもの90F-1、91-1よりも、間隔が狭い。
- (7) 前側の脚回りのもの100-1は直線状であり、後側の脚回りのもの92-1は外形に沿って屈曲している。
- (8) 脚回りの間隔が狭いもの100-1、92-1は、着用状態で股下に相当する股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1(2箇所)においては、一側からは看取できず(甲3の1、3の3)、他側からは看取でき(甲3の2、3の4)、それ以外の領域においては両側から看取できる(甲3の1ないし3の4)。
- (9) 胴回り領域において、輪状のもの以外の部分には、皺が形成されている。
- (10) 股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1(2箇所)の部材2-1は、他の領域の部材と何かが異なる。
- (11) 股下領域には、輪状のものは存在しない。

### 3. 検甲第1号証

検甲第1号証は、検証調書に示す以下のとおりである。本審決では、写真は省略した。

- 「(1) パッケージは甲第1号証の1、甲第1号証の2のとおり。  
パッケージにはイ号物件が畳まれた状態で20個封入されている。
- (2) イ号一つを取り出し、畳まれた状態を開き、伸長させた状態の平面視での大きさは、長さ70cm、中央幅18.7cm、重さは55gである。
- (3) イ号を、胴回り70.5cmの人体下半身のマネキンに、一面を前にして着用させると、自然な形状であり、他面を前にして着用させると、不自然な形状である。  
自然な形状において、前外側に「F」、後外側に「B」との印を付す。
- (4) イ号は、自然な着用状態で、布状部材により略円筒に形成され、その下部には股下部材が形成され、全体として人体の軸を中心に拡張縮する。
- (5) 略円筒状の布状部材には、黒、赤、青のマジックによりその一部に印を付した輪状部材が、人体の高さ方向、すなわち胴部、脚部に複数形成されている。  
輪状部材は伸縮性を有する。  
輪状部材の伸縮作用により、略円筒状の布状部材には、皺が形成される。
- (6) 着用状態で、人体左右にあたる部分を人体の高さ方向に切断し、広げたところ、甲第3号証の1、甲第3号証の3及び甲第3号証の2、甲第3号証の4のとおりである。
- (7) 股下部材には、内部に、布状部材よりも硬い別な部材が設けられており、甲第3号証の1、甲第3号証の2のX-1(2箇所)、2-1の部分がこれにあたる。
- (8) 着用状態で人体に接触する側の股下部材に、150ccの塩化ナトリウムを主成分とする疑似尿を垂らしたところ、股下部材の内部に設けられた別な部材により、液体は吸収される。
- (9) 略円筒状の布状部材、股下部材からなるイ号の色は「白」であり、股下部材の内部に設けられた別な部材の色は「白」である。
- (10) 着用状態で、脚回りに形成される輪状部材(甲第3号証の1、甲第3号証の2の92-1、100-1)の間隔は、胴回りに形成される輪状部材(91-1、90F-1)の間隔よりも狭くなっている。」

### 4. イ号物件の認定

- (1) イ号物件について  
「イ号図面並びに説明書」に示すものと、検甲第1号証とは、同一物件と認められる(検証調書の(1)、(6))。

検証調書の(3)、(4)により、イ号物件は、人体の胴部に着用され、自然な着用状態において、肌当接面側、肌非当接面側、前後が特定される。よって、甲3の1、3の3は肌当接面側を示し、右側が前、左側が後であり、甲3の2、3の4は肌非当接面側を示し、右側が前、左側が後である。

すなわち、甲3の1、3の2においては、S10A-1が前胴回り領域、S10B-1が後胴回り領域ということが出来る。

検証調書の(5)によると、検証調書(5)でいう輪状部材は、甲3の1、3の2の90F-1、100-1、92-1、91-1で示される輪状のものに相当し、輪状部材(輪状のもの)は、伸縮性部材である。

検証調書の(7)、(8)によると、甲3の1、3の2の股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1(2箇所)には、内部に液体を吸収する別な部材2-1が設けられている。

「イ号図面並びに説明書」によれば、胴回り領域のうち領域X-1を除く部分は灰色であり、股下領域と領域X-1(2箇所)は白色である(上記2.(4))が、検証調書の(9)によると、いずれも白色である。「イ号図面並びに説明書」において灰色と見えた部分は、布状部材の厚さが薄いため、背景の黒色が透過したためである。

イ号物件を、本件特許発明1の構成要件A.~J.に対応させて整理すると、イ号物件は、以下の構成を具備するものと認められる(以下「構成ア」などという。)。参考のため、甲3の1、3の2の符号を付した。

「ア. 白色の布状部材、股下部材及び液体を吸収する別な部材2-1を有する物品であって、

イ. 前記布状部材、股下部材は、前胴回り領域S10A-1と、後胴回り領域S10B-1と、該前胴回り領域と該後胴回り領域との間に介在する股下領域S20-1とを有し、

ウ. 前記別な部材2-1は、前記布状部材、股下部材よりも肌当接面側で、かつ、前記股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1(2箇所)に設けられており、

エ. 前記前胴回り領域S10A-1及び前記後胴回り領域S10B-1において、着用状態の高さ方向に複数の輪状の伸縮性部材90F-1、100-1、92-1、91-1が設けられており、

オ. 前記股下領域S20-1には、輪状の伸縮性部材は存在せず、

カ. 間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1、92-1は、着用状態で股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1(2箇所)においては、当接面側からは看取できず、非当接面側からは看取でき、それ以外の領域Y-1においては両側から看取でき、

キ. 前記間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1、92-1は、股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1(2箇所)及びそれ以外の領域Y-1に跨って設けられており、

ク. 前記複数の輪状の伸縮性部材のうち、前記間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1、92-1は、脚回りに設けられ、伸縮性部材により、布状部材には皺が形成され、

ケ. 前側の間隔が狭い伸縮性部材100-1は直線状であり、

コ. 後側の間隔が狭い伸縮性部材92-1は外形に沿って屈曲している物品。」

#### 第4. 当審の対比・判断

##### 1. 本件特許発明1について

イ号物件が本件特許発明1の構成要件AないしJを充足するか否かについて、構成要件Aをイ号物件の構成アに、構成要件Bを構成イに、のごとく順次対応させて、検討する。

(1) 構成要件Aについて

イ号物件の「布状部材、股下部材」が、全体として本件特許発明1の「シャーシ」に相当することは技術常識に照らして明らかである。

イ号物件の「別な部材2-1」は、液体を吸収することから、本件特許発明1の「吸収性本体」に相当し、イ号物件は「吸収性物品」といえる。

イ号物件の「布状部材、股下部材及び液体を吸収する別な部材2-1」は、全て「白色」であるから、本件特許発明1の「同じ色のシャーシ及び吸収体本体」に相当する。

そうすると、イ号物件の構成アは、構成要件Aを充足する。

(2) 構成要件Bについて

(1)のとおりに、イ号物件の「布状部材、股下部材」は本件特許発明1の「シャーシ」に相当する。

そうすると、イ号物件の構成イは、構成要件Bを充足する。

(3) 構成要件Cについて

(1)のとおりに、イ号物件の「別な部材2-1」は本件特許発明1の「吸収性本体」に相当する。

イ号物件の「別な部材2-1」が「股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1(2箇所)に設けられて」いることは、本件特許発明1の「吸収体本体」が「股下領域から前胴回り領域及び後胴回り領域に渡って設けられて」いることに相当する。

そうすると、イ号物件の構成ウは、構成要件Cを充足する。

(4) 構成要件Dについて

イ号物件の「伸縮性部材」は「弾性部材」とも言える。

また、イ号物件において「着用状態の高さ方向に複数の輪状の伸縮性部材が設けられて」いることは、胴回りに幅方向に沿って複数の弾性部材が設けられているとも言える。

よって、イ号物件の「着用状態の高さ方向に複数の輪状の伸縮性部材90F-1、100-1、92-1、91-1が設けられて」いることは、本件特許発明1の「吸収性物品の幅方向に沿って複数の胴回り弾性部材が設けられて」いることに相当する。

そうすると、イ号物件の構成エは、構成要件Dを充足する。

(5) 構成要件Eについて

(4)のとおりに、イ号物件の「伸縮性部材」は「弾性部材」とも言える。

イ号物件は「股下領域S20-1」に「輪状の伸縮性部材は存在」しないのであるから、イ号物件の「股下領域S20-1には、輪状の伸縮性部材は存在せず」は、本件特許発明1の「股下領域内において、前記前胴回り領域において設けられている胴回り弾性部材と前記後胴回り領域において設けられている胴回り弾性部材とが接触しないように配置されて」いることに相当する。

そうすると、イ号物件の構成オは、構成要件Eを充足する。

(6) 構成要件Fについて

(4)のとおりに、イ号物件の「伸縮性部材」は「弾性部材」とも言える。

イ号物件の「間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1、92-1」は、甲3の1、3の2の展開状態では、線状であり、その間隔が狭いことにより、目視により、他の「輪状の伸縮性部材90F-1、91-1」と識別可能である。

本件特許発明1の「線状の識別部」とは「視認可能」なものであり、実施の形態として、「弾性部材の間隔を狭く」するもの(段落0069、0090)を含む。

よって、イ号物件の「間隔が狭い輪状の伸縮性部材」は、本件特許発明1の「線状の識別部」に相当する。

イ号物件の「股下領域S20-1とそれに連なる両側の領域X-1（2箇所）」は、「別な部材2-1」すなわち「吸収体本体」が設けられる領域であり、そのうち「それに連なる両側の領域X-1（2箇所）」は、本件特許発明1の「前胴回り領域又は後胴回り領域において、吸収体本体が設けられている第1領域」に相当する。

また、第3の4.オ.のとおり、イ号物件の「股下領域」に「輪状の伸縮性部材は存在せず」であるから、イ号物件の「それ以外の領域Y-1」は、本件特許発明1の「吸収体本体が設けられていない第2領域」に相当する。

そうすると、イ号物件の構成力は、構成要件Fを充足する。

#### (7) 構成要件Gについて

(6)のとおり、イ号物件の「間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1, 92-1」は、本件特許発明1の「線状の識別部」に相当する。

イ号物件の「それに連なる両側の領域X-1（2箇所）」は、本件特許発明1の「第1領域」に相当し、「それ以外の領域Y-1」は、「第2領域」に相当する。

そうすると、イ号物件の構成力は、構成要件Gを充足する。

#### (8) 構成要件Hについて

(4)のとおり、イ号物件の「複数の輪状の伸縮性部材」は、本件特許発明1の「複数の胴回り弾性部材」に相当し、(6)のとおり、イ号物件の「間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1, 92-1」は、本件特許発明1の「識別部」に相当する。

そして、「間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1, 92-1」の伸縮作用により、略円筒状の布状部材には、皺が形成される。

イ号物件の「間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1, 92-1」は「脚回りに設けられ」ており、前側に設けられた「間隔が狭い伸縮性部材100-1」と後側に設けられた「間隔が狭い伸縮性部材92-1」の両者により「輪状」を構成している。

両者は「脚回りに設けられ、伸縮性部材により、布状部材には皺が形成される。かかる「皺」は「ギャザー」ともいう（甲5の3）。

すなわち、イ号物件の「間隔が狭い輪状の伸縮性部材100-1, 92-1」は、本件特許発明1の「識別部を構成する胴回り弾性部材」に相当し、前側に設けられた「間隔が狭い伸縮性部材100-1」は、「前脚回りギャザー用弾性部材」に相当し、後側に設けられた「間隔が狭い伸縮性部材92-1」は、「後脚回りギャザー用弾性部材」に相当する。

そうすると、イ号物件の構成力は、構成要件Hを充足する。

#### (9) 構成要件Iについて

(8)のとおり、イ号物件の前側の「間隔が狭い伸縮性部材100-1」は、本件特許発明1の「前脚回りギャザー用弾性部材」に相当する。

そうすると、イ号物件の構成力は、構成要件Iを充足する。

#### (10) 構成要件Jについて

(8)のとおり、イ号物件の前側の「間隔が狭い伸縮性部材92-1」は、本件特許発明1の「後脚回りギャザー用弾性部材」に相当する。

イ号物件の「外形に沿って屈曲している」ことは、本件特許発明1の「脚回り開口を形成する領域に沿って」に相当する。

そうすると、イ号物件の構成力は、構成要件Jを充足する。

#### (8) まとめ

よって、イ号物件の構成力ないしは、いずれも本件特許発明の構成要件

AないしJを充足する。

第6. むすび

以上のとおり、イ号物件は、本件特許発明1の構成要件AないしJの全てを充足するから、イ号物件は、本件特許発明の技術的範囲に属する。

よって、結論のとおり判定する。

平成26年11月21日

審判長	特許庁審判官	栗林 敏彦
	特許庁審判官	千葉 成就
	特許庁審判官	渡邊 真

---

[判定分類] P 1 2 . 1 - Y A ( A 4 1 B )

---

審判長	特許庁審判官	栗林 敏彦	7828
	特許庁審判官	渡邊 真	8921
	特許庁審判官	千葉 成就	8207